

株式会社 発起設立チェックシート

設立(希望)日	・平成 年 月 日 (曜日) (大安・その他 ()) ・可能な限り早く (<input type="checkbox"/> いつでも <input type="checkbox"/> 大安で <input type="checkbox"/> 仏滅を避ける <input type="checkbox"/> () 曜日を避ける)		法務局への申請日が設立日になるので、平日のみ可です。	
商号 (類似商号は差止請求される可能性あり)	(第1希望)		ローマ字(大文字・小文字)・アラビア数字・「&」 「'」 「,」 「-」 「.」 「・」も使用可	
	(第2希望)			
	(第3希望)			
本店			ビル名等は省略可 (郵便が届くように決めて下さい)	
目的 (免許・資格の種類は正確に記入して下さい。)	例：不動産の売買、交換、賃貸借、管理、仲介、保有及び運用 建築工事業、土木工事業及び内装仕上工事業		目的はいくつ決めても構いません。将来予定している事業を目的としても構いません。	
			明確性・営利性・適法性が必要ですが、事細かく具体的に記載する必要はなくなりました。 (どういことがしたいかを列挙していただければ、弊所で目的(案)を作成いたします。)	
決算期	毎年 月 (日) 決算		繁忙期は避けた方がベター	
資本金の額	金 円	株券 <input type="checkbox"/> 不発行(原則) <input type="checkbox"/> 発行する (1・10・100・1000・()株券)		
設立時の発行株数	株	資本金の額 = 設立時の発行株数 × 1株の払込金額		
1株の払込金額	金 円	それぞれが整数となるように決めてください。		
発行可能株式総数	株	原則、発行株数の4倍まで。非公開会社(譲渡制限規定を設けた会社)は上限なし。		
株式の譲渡制限規定	<input type="checkbox"/> 株式譲渡につき(株主総会・取締役の過半数(取締役会)・その他())の承認を要するものとする <input type="checkbox"/> 譲渡自由とする			
公告の方法	<input type="checkbox"/> 官報 <input type="checkbox"/> 日刊紙 (新聞) <input type="checkbox"/> 電子広告 (h p アドレス :)			
現物出資 ※金銭以外の財産を拠出する場合	現物出資額：金 円 現物出資者：住所 氏名 出資財産：(不動産・動産・有価証券)(具体的に：)		金銭以外の財産を出資する場合は定款に記載が必要です。金500万円を越えない等、要件を満たせば検査役の調査は不要です。	
発起人 (出資者=株主) ※定款認証のために印鑑証明書(発行後3か月以内のもの)が必要です(法人の場合は登記簿謄本も)	住所	会社の出資者です。必ず1株以上引き受けて下さい。法人でも可(ただし、親子会社となる場合は、子会社の目的が親会社の目的の範囲内であることが必要となります)。 発起人全員の住所・氏名と出資金額をご記入下さい。 ※この用紙に書ききれない場合はお手数ですが別の紙にご記入ください。(以下同様)		
	氏名			出資金額 円
	住所			氏名
取締役 ※登記のために印鑑証明書(発行後3か月以内のもの)が必要です。(取締役会設置会社の場合は、代表取締役のみで可)	住所	会社の業務の決定及び執行をする方です。 1人以上必要。何人でも可。(取締役が2名以上いる場合は、代表取締役を選ばない限り、取締役全員が代表権を有します。) 取締役全員の住所・氏名と代表権の有無をご記入下さい。		
	氏名			代表権の有無 (有 ・ 無)
	住所			氏名
取締役の任期	<input type="checkbox"/> 2年(原則) <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> () 年(非公開会社の場合、最長10年まで伸長可能)			
取締役会	取締役会を (置く ・ 置かない)		公開会社は設置義務あり。取締役会を置くには取締役が3名以上必要かつ、代表取締役の選定と監査役の設定も必要となります。	
監査役	住所	会社の会計監査および業務監査をする方です。監査役全員の住所・氏名をご記入下さい。 取締役会を置かない非公開中小会社は、監査役はいなくても可。		
	氏名			
監査役	監査の範囲を会計監査に限定 (する ・ しない)		非公開中小会社の場合は定款で会計監査に限定することができます。	
監査役	<input type="checkbox"/> 4年(原則・短縮は不可) <input type="checkbox"/> () 年(非公開会社の場合、最長10年まで伸長可能)			
ご用意いただくもの ※書類は事前にFAXいただけると助かります。	・発起人の印鑑証明書 (各)1通 (発起人が法人の場合は登記簿謄本も各1通)		発行後3か月以内のもの。	
	・取締役の印鑑証明書 (各)1通(取締役会設置会社の場合は代表取締役のみで可)			
	・会社代表者印(会社実印) ※会社実印の作成は、類似商号調査後にされることをお勧めいたします。			
	・発起人代表名義の通帳のコピー((各)発起人が出資金の額を振込したことの判る部分ならびに通帳の表紙および中表紙の部分のコピー) (または取引明細書でも可)		発起設立の場合は、いわゆる保管証明書の発行手続は不要です。	

※ 以上は必要最低限の決定事項です。他の事項については標準的なひな形による予定ですが、ご要望等がございましたらご相談下さい。